

岐阜県青少年健全育成条例第11条第1項の規定により指定する有害図書類（個別指定）

番号	種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
1	雑誌	チャンプロード	2015. 1月号	(株) 笠倉出版社
指定理由	著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。			

指定（告示）年月日 平成26年12月12日